

令和4年6月2日提出

令和4年6月市議会定例会

別冊 説明書・参考

〔議案第52号及び議案第53号〕

島 田 市



# 説 明 書

## 議案第52号 島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例について

指定管理者の更新に合わせ、持続的かつ安定した施設の管理運営及びさらなる地域の活性化を図ることを目的に、設置目的の変更及び施設の利用の実態に即した料金体系の導入のため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 議案第53号 島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例について

指定管理者の更新に合わせ、持続的かつ安定した施設の管理運営に資することを目的に、施設の利用の実態に即した料金体系の導入のため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。



# 目 次

議案第52号	島田市野外活動センター条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	1
議案第53号	島田市山村都市交流センター条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	9

# 議案第52号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市野外活動センター条例

### 新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、自然とのふれあいを通じ、市民の健康増進及び余暇活動の充実を図るとともに、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、野外活動センターを設置する。

(許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、野外活動センターの施設の利用を許可しない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 省略

(5) 省略

別表第2 (第15条関係)

1 和室(宿泊で利用する場合)利用料

(1) 基本利用料

利用区分	単位	宿泊者の区分		利用料	
				市内	市外
和室(小) (定員7人) 及び和室 (大)(定員 20人)	1人当たり、 1夜につき	団体	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円
			引率者	当該団体の主たる構成員(引率者及びその他の者を除く。)に係る利用料の額(主たる構成員が同数の場合にあつては、その構成員に係る利用料を比較していずれか高い額)	
		その他の者	1,600円	2,400円	
		団体以外	幼児	400円	600円

# 対 照 表

## 旧 条 文

(設置)

第1条 島田市は、自然とのふれあいを通し、利用者の健康増進及び生涯学習の推進を図るため、野外活動センターを設置する。

(許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、野外活動センターの施設の利用を許可しない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 営利を目的として利用すると認めるとき。

(5) 省略

(6) 省略

別表第2 (第15条関係)

### 1 研修室等利用料

利用区分		定員	利用料			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
センター	研修室	24人	530円	650円	650円	1,860円
ハウス	第1休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
	第2休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
宿泊棟	第1集会室	30人	530円	650円	650円	1,860円
	第2集会室	70人	1,100円	1,310円	1,310円	3,730円
	和室(小)	14人	530円	650円	650円	1,860円
	和室(大)	33人	870円	1,100円	1,100円	3,070円
	調理室		380円(1回につき)			

備考 調理室の利用料には、ガス、水道、備え付け器具等の利用料を含む。

### 2 和室(宿泊で利用する場合)利用料

(1) 基本利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料
------	----	----	--------	-----

		小学生	400円	600円
		中学生	400円	600円
		高校生	800円	1,200円
		その他の者	1,600円	2,400円

(2) 寝具利用料

利用料（1人、1夜につき）	350円
---------------	------

備考

- 1 「団体」とは、幼児、小学生、中学生又は高校生及び引率者を構成員に含み、かつ、その者が10人以上のものをいう（2の表、4の表及び5の表において同じ。）。
- 2 「幼児」とは、幼稚園の在園者（これに準ずる者を含み、3歳以下の者を除く。）をいう（3の表において同じ。）。
- 3 「小学生」とは、小学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（3の表において同じ。）。
- 4 「中学生」とは、中学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（3の表において同じ。）。
- 5 「高校生」とは、高等学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（3の表において同じ。）。
- 6 「引率者」とは、教諭その他の幼児、小学生、中学生又は高校生を引率する者として市長が認める者をいう。
- 7 「その他の者」とは、幼児、小学生、中学生、高校生及び引率者に該当しない者をいう。
- 8 3歳以下の者は、(1)の表に規定する定員に含めず、当該者の利用料は、徴収しない。
- 9 基本利用料は、利用者が市内に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市内に活動の拠点を置く場合）にあつては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては市外の欄に掲げる額とする。
- 10 和室（小）に3人以下で宿泊する場合にあつては(1)の表に規定する額に当該室1室当たり1,000円を、和室（大）に9人以下で宿泊する場合にあつては同表に規定する額に当該室1室当たり2,000円を加算するものとする。
- 11 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、(1)の表に規定する額の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

2 研修室等利用料

		利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日



和室（小）	10人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	2,730円
			高校生の団体	4,930円
			その他の者	8,230円
和室（大）	20人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	5,500円
			高校生の団体	9,900円
			その他の者	16,500円

(2) 寝具利用料

利用料（1人、1夜につき）	310円
---------------	------

備考

- 1 利用料は、基本利用料及び寝具利用料の合算額とする。
- 2 3歳以下の者は、(1)の表に規定する定員に含めず、当該者の利用料は、徴収しない。
- 3 「中学生等の団体」とは、中学生等（中学校若しくは小学校の在学者又は幼稚園の在園者（これらに準ずる者を含み、3歳以下の者を除く。）をいう。以下同じ。）及び教諭その他の中学生等を引率する者として市長が認める者をもって構成される団体で、その構成員が10人以上のものをいう。
- 4 「高校生の団体」とは、高校生（高等学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）及び教諭その他の高校生を引率する者として市長が認める者をもって構成される団体で、その構成員が10人以上のものをいう。
- 5 「その他の者」とは、中学生等の団体又は高校生の団体に属さない者をいう。
- 6 チェックインは午後3時からとし、チェックアウトは午前9時までとする。

利用区分		定員	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
センター	研修室	24人	530円	650円	650円	1,860円
ハウス	第1休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
	第2休憩室	18人	530円	650円	650円	1,860円
宿泊棟	第1集会室	30人	530円	650円	650円	1,860円
	第2集会室	70人	1,100円	1,310円	1,310円	3,730円
	和室(小)	14人	530円	650円	650円	1,860円
	和室(大)	33人	870円	1,100円	1,100円	3,070円
	調理室		1回につき380円			

備考

- 1 調理室の利用料には、ガス、水道、備え付け器具等の利用料を含む。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする（調理室を利用する場合を除く。）。
- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額を加算するものとする（調理室を利用する場合を除く。）。

3 浴室利用料

利用区分	単位	利用料
幼児、小学生、中学生又は高校生	1回につき	150円
上記以外の者		300円

備考 省略

4 キャンプ場利用料

省略
----

備考

- 1 日帰りでの利用に係る3歳以下の者の利用料は、徴収しない。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利用区分に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、利用区分に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パー

### 3 浴室利用料

利用区分	単位	利用料
中学生等又は高校生	1回につき	150円
上記以外の者		300円

備考 省略

### 4 キャンプ場利用料

省略
----

備考 日帰りでの利用に係る3歳以下の者の利用料は、徴収しない。

セントに相当する額を加算するものとする。

#### 5 テニスコート利用料

単位	利用時間及び利用料
	省略
省略	

#### 備考

- 1 利用料には、用具の利用料を含む。
- 2 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては、利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 3 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、利用時間に応じて定められた利用料の額（備考2に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

5 貸出用テント利用料

利用区分	単位	利用料
5人用テント	1張、1夜につき	700円
4人用テント		340円

6 テニスコート利用料

単位	利用料
	省略
省略	

備考 利用料には、用具の利用料を含む。

# 議案第53号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市山村都市交流センター条例

### 新 条 文

別表（第15条関係）

#### 1 宿泊施設利用料

##### (1) 宿泊室等利用料

利用区分	単位	宿泊者の区分		利用料	
				市内	市外
宿泊室（定員8人）、和室（小）（定員6人）及び和室（大）（定員12人）	1人当たり、1夜につき	団体	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円
			引率者	当該団体の主たる構成員（引率者及びその他の者を除く。）に係る利用料の額（主たる構成員が同数の場合にあっては、その構成員に係る利用料を比較していずれか高い額）	
		その他の者	1,600円	2,400円	
		団体以外	幼児	400円	600円
			小学生	400円	600円
			中学生	400円	600円
			高校生	800円	1,200円
その他の者	1,600円		2,400円		

##### (2) 附帯設備利用料

利用区分	単位	利用料
寝具	一式、1人当たり、1夜につき	350円

備考

- 1 「団体」とは、幼児、小学生、中学生又は高校生及び引率者を構成員に含み、かつ、その者が8人以上のものをいう（2の表において同じ。）。
- 2 「幼児」とは、幼稚園の在園者（これに準ずる者を含み、3歳以下の者を除く。）をいう（2の表において同じ。）。
- 3 「小学生」とは、小学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（2の表において同じ。）。
- 4 「中学生」とは、中学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（2の表

# 対 照 表

## 旧 条 文

別表（第15条関係）

1 宿泊施設利用料

(1) 宿泊室等利用料

利用区分	定員	単位	宿泊者の区分	利用料
宿泊室	8人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	1,750円
			高校生の団体	3,510円
			その他の者	6,150円
和室（小）	6人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	1,310円
			高校生の団体	2,630円
			その他の者	4,610円
和室（大）	12人	1室当たり、1夜につき	中学生等の団体	2,630円
			高校生の団体	5,270円
			その他の者	9,230円

(2) 附帯設備利用料

利用区分	単位	利用料
寝具	一式、1人当たり、1夜につき	310円

備考

- 1 3歳以下の者は、(1)の表に規定する定員に含めず、当該者の利用料は、徴収しない。
- 2 「中学生等の団体」とは、中学生等（中学校若しくは小学校の在学者又は幼稚園の在園者（これらに準ずる者を含み、3歳以下の者を除く。）をいう。以下同じ。）及び教諭その他の中学生等を引率する者として市長が認める者をもって構成される団体で、その構成員が8人以上のものをいう。
- 3 「高校生の団体」とは、高校生（高等学校の在学者（これに準ずる者を含

において同じ。)

5 「高校生」とは、高等学校の在学者（これに準ずる者を含む。）をいう（2の表において同じ。)

6 「引率者」とは、教諭その他の幼児、小学生、中学生又は高校生を引率する者として市長が認める者をいう。

7 「その他の者」とは、幼児、小学生、中学生、高校生及び引率者に該当しない者をいう。

8 3歳以下の者は、(1)の表に規定する定員に含めず、当該者の利用料は、徴収しない。

9 宿泊室等利用料は、利用者が市内に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市内に活動の拠点を置く場合）にあつては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合）にあつては市外の欄に掲げる額とする。

10 宿泊室に3人以下、和室（小）に2人以下又は和室（大）に5人以下で宿泊する場合にあつては、(1)の表に規定する額に当該室1室当たり1,000円を加算するものとする。

11 利用者が営業等を目的とする場合にあつては、(1)の表に規定する額の100パーセントに相当する額を加算するものとする。

## 2 集会施設等利用料

### (1) 研修室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
省略					
音楽室	24人	650円	870円	870円	2,410円
省略					
体育館		420円	550円	840円	1,810円

### (2) 附帯設備等利用料

利用区分	単位	利用料
調理室	一式、1回につき	380円
浴室	1人当たり、1回につき	300円（幼児、小学生、中学生又は高校生にあつては、150円）
多目的照明施設	1回につき	1,630円



む。)をいう。以下同じ。)及び教諭その他の高校生を引率する者として市長が認める者をもって構成される団体で、その構成員が8人以上のものをいう。

4 「その他の者」とは、中学生等の団体又は高校生の団体に属さない者をいう。

## 2 集会施設等利用料

### (1) 研修室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
省略					
音楽室	24人	430円	530円	530円	1,520円
省略					
体育館		360円	360円	360円	1,100円

### (2) 附帯設備利用料

利用区分	単位	利用料
調理室	一式、1回につき	380円
浴室	1人当たり、1回につき	300円（中学生等又は高校生にあつては、150円）
多目的広場照明設備	1回につき	1,630円

備考 宿泊者及び3歳以下の者が浴室を利用する場合には、利用料を徴収しない。

広場	キャンプ区画 (宿泊)	1区画当たり、1夜に つき	1,000円
	キャンプ区画 (日帰り)	1区画当たり、1回に つき	500円

備考

- 1 研修室又は体育館の一部を利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 2 体育館の一部を個人で利用する場合の利用料の額は、利用時間の区分（全日を除く。）に応じて1人当たり50円とする。
- 3 研修室等利用料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算するものとする。
  - (1) 利用者が市外に住所（法人等にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）を有する場合（団体にあつては市外に活動の拠点を置く場合） 利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額
  - (2) 利用者が営業等を目的とする場合 利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額（前号に該当する場合にあつては、当該加算後の額）の100パーセントに相当する額
- 4 宿泊する者（キャンプ区画において宿泊する者を除く。）及び3歳以下の者が浴室を利用する場合にあつては、利用料を徴収しない。

